

お知らせ

記者発表資料 令和4年11月30日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社新星工業社	広島県広島市南区宇品海岸3-8-60
株式会社ハイエレコン	広島県広島市西区草津新町1-21-35
株式会社立芝	広島県広島市西区楠木町2-4-3
中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12
株式会社ソルコム	広島県広島市中区南千田東町2-32
理研産業株式会社	広島県広島市中区大手町4-6-27
Dynabook株式会社	東京都江東区豊洲5-6-15
北辰映電株式会社	広島県広島市中区上幟町8-39
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4
西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82

2. 指名停止措置期間

株式会社新星工業社 株式会社ハイエレコン 株式会社立芝 中外テクノス株式会社 株式会社ソルコム 理研産業株式会社 Dynabook株式会社	令和4年11月30日 ～ 令和5年5月29日（6ヶ月）
北辰映電株式会社	令和4年11月30日 ～ 令和5年2月28日（3ヶ月）
株式会社大塚商会 西日本電信電話株式会社	令和4年11月30日 ～ 令和5年1月29日（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反すると認定を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」及び「国土交通省所掌の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局	082-221-9231（代表番号）：平日・昼間
総務部 契約課長	原田 明典（内線2511） <small>はらだ あきのり</small>
◎総務部 専門調査官	長崎 直生（内線2514） <small>ながさき なおき</small>
港湾空港部	082-511-3900（代表番号）：平日・昼間
総務部 契約管理官	新林 健二（内線130） <small>にいばやし けんじ</small>
◎総務部 経理調達課 専門官	堀田 裕（内線132） <small>ほりた ゆたか</small>